

不利益処分の内容	商店街振興組合への業務改善命令		
根拠法令及び条項	商店街振興組合法第 85 条		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 81 条第 2 項若しくは第 84 条の規定により検査をし、又は法第 84 条の規定により報告を徴した場合に組合の業務若しくは会計が、法令若しくは定款、規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認められる場合			

不利益処分の内容	商店街振興組合への解散命令		
根拠法令及び条項	商店街振興組合法第 86 条第 1 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 36 条第 2 項の規定する要件を欠くに至ったと認められた場合			

経済 1 - 3

不利益処分の内容	商店街振興組合への解散命令		
根拠法令及び条項	商店街振興組合法第 86 条第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
1 法第 85 条による命令に違反した場合			
2 正当な理由なく、成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、又は引き続き 1 年以上その事業を停止していると認められる場合			

経済 1 - 4

不利益処分の内容	商工会の業務の一部の停止又は設立の認可の取消し		
根拠法令及び条項	商工会法第 51 条第 1 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
商工会の業務の一部の停止又は設立の認可の取消しは、次の事項等を個々に判断して行う。			
(1) 違反又は著しく不当であると認められる運営の内容、程度及び理由			
(2) 法第 51 条に基づく警告を発してから経過した期間			
(3) 違反又は著しく不当である運営が改善されていない範囲及びその理由			
(4) 違反又は著しく不当である運営の内容・程度と処分の内容・範囲との関連性及び相当性			

不利益処分の内容	商工会の認可の取消し		
根拠法令及び条項	商工会法第 51 条第 2 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
商工会の認可の取消しは、次の事項等を個々に判断して行う。			
(1) 法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する要件を欠くに至った状況及びその程度			
(2) 警告を発してから経過した期間			
(3) 要件を満たすことが困難である理由及び今後の見通し			

不利益処分の内容	商工会の設立の認可の取消し		
根拠法令及び条項	商工会法第 51 条第 4 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
商工会の設立の認可の取消しは、次の事項等を個々に判断して行う。			
(1) 法第 23 条第 3 項に基づき不適當であると認める事項の内容及び理由			
(2) 勧告を受けてから経過した期間			
(3) 勧告に従わない理由及び今後の見通し			

経済 1－7

不利益処分の内容	特定商品販売事業者に対する勧告及び実施命令		
根拠法令及び条項	計量法第 15 条第 1 項及び第 3 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
特定商品の販売事業者が、特定商品の販売に係る計量に関する政令で定める誤差を超えての計量を行い、又は特定物象量の表記を正しく行わない場合で、購入する者の利害が害されるおそれがあると認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告し、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。			

経済 1－8

不利益処分の内容	指定定期検査機関の計量士等の解任命令		
根拠法令及び条項	計量法第 35 条		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
指定定期検査機関の計量士等が計量法若しくは計量法に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、指定定期検査機関に対してその計量士等を解任すべきことを命ずる。			

不利益処分の内容	指定定期検査機関に対する指定基準適合命令		
根拠法令及び条項	計量法第 37 条		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
計量法第 28 条に規定する指定定期検査機関の基準に適合しなくなった場合は、指定定期検査機関に対して規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずる。			

不利益処分の内容	指定定期検査機関の指定の取消し等		
根拠法令及び条項	計量法第 38 条		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
指定定期検査機関が計量法第 38 条各号に掲げる事項に違反したときは、業務の全部又は一部の停止を命ずる。			
</			

経済 1－11

不利益処分の内容	特定物象量の表記の抹消		
根拠法令及び条項	計量法第 150 条第 1 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
特定物象量の表記の抹消は、計量法第 148 条第 1 項の規定による立入検査において、特定物象量が表記されている特定商品の特定物象量が特定商品の販売に係る計量に関する政令又は特定商品の販売に係る計量に関する省令により、特定商品の種類、内容量毎に定められた誤差を超えた場合に行う。			

経済 1－12

不利益処分の内容	検定証印等の除去		
根拠法令及び条項	計量法第 151 条第 1 項		
担 当 課	経済・雇用戦略課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
特定計量器に付されている検定証印等の除去は、計量法第 148 条第 1 項の規定による立入検査において、当該特定計量器が計量法第 151 条第 1 項各号に掲げる場合に該当するときに行う。			